

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「二百六番二まで」の下に、「東広島市八本松西三丁目二千百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十番十八まで」を加え、「広島市」を「同市」に改め、同表二百十八号の項中「高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一」を「日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一」に、「及び同町」を「同町」に、「を経て同町大字三ヶ所字小道一万五十七番一までを除く。）、同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで（同町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町」を「及び同郡日之影町」に改め、同表四百八十三号の項中「戸牧字畑ヶ中千八百三十番二」を「新堂字門谷二百八十二番一」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。